

平成26年8月第32回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成26年8月22日第32回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      7 番 百井いと子

8 番 渡邊重益                      9 番 鈴木邦昭

10番 渡邊健一                      11番 四宮規彦

12番 高野進                      13番 熊澤勇

14番 佐藤アヤ                      15番 高橋晃

16番 鞠子幸則                      17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

6 番 安藤美重子

○ 出席議員（17名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市
都市建設課長	佐々木 人 見	都市建設課 専門官	市 川 仁
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	鈴 木 久 子	教育長	岩 城 敏 夫
学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
農業委員会 事務局長	菊 地 和 彦	選挙管理委員会 書記長	佐 藤 浄

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 議案第66号 固定資産評価員の選任について

日程第 5 議案第67号 物品購入契約の締結について（平成26年度亶理町  
木造災害公営住宅（亶理上浜街道地区）整備事業  
（復交））

日程第 6 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成26年8月第32回亶理町議会臨時会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、6番安藤美重子議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 佐藤正司議員、7番  
百井いと子議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案2件、報告1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 皆さん、おはようございます。

本日、第32回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案2件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各議案についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第66号「固定資産評価員の選任について」であります。地方税法第404条第1項の規定により固定資産評価員に三戸部貞雄副町長を選任するものであり、その選任に当たって同条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第67号「物品購入契約の締結について（平成26年度亘理町木造災害公営住宅（亘理上浜街道地区）整備事業（復交）」につきましては、去る8月8日に見積徴収を行った亘理上浜街道地区の戸建災害公営住宅40戸の購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

続いて報告案件についてご説明申し上げます。

報告第22号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成25年度地域資源活用総合交流施設（復交）新築工事において、工事内容の変更など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年8月8日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、提出議案等について概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 次に、日程に入る前に、副町長から一身上に関する議案に鑑み、退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔副町長 三戸部 貞 雄 君 退場〕

#### 日程第4 議案第66号 固定資産評価員の選任について

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第66号 固定資産評価員の選任についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。

固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第1項の規定により「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する」こととされていることに

基づくものであります。

本町におきましては、これまで代々助役、副町長が兼職することで選任されており、そこで今回新たに副町長に就任された三戸部貞雄氏を固定資産評価員として選任いたし、これからの固定資産評価にご尽力賜りたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第66号 固定資産評価員の選任についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第66号 固定資産評価員の選任についての件は、これに同意することに決定いたしました。

議案第66号の採決が終わりましたので、副町長に入場していただきます。

〔副町長 三戸部 貞 雄 君 入場〕

日程第5 議案第67号 物品購入契約の締結について（平成26年度互理町木造災害公営住宅（互理上浜街道地区）整備事業（復交））

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第67号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは続きまして、議案第67号 物品購入契約の締結について説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第67号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする、でございます。

事業名につきましては、平成26年度亶理町木造災害公営住宅（亶理上浜街道地区）整備事業（復交）でございます。

請負金額が、8億2,080万円。なお、落札率につきましては、93.24%でございます。

契約の相手方につきましては、亶理町荒浜字御狩屋159番地52、一般社団法人亶理町木造災害公営住宅建設推進協議会でございます。

次の5ページが資料となります。

見積徴収年月日が、平成26年8月8日。

契約方法につきましては、随意契約ということで、現在亶理町におきましては戸建ての木造災害公営住宅は、町内に5地区、93戸の建設を計画しておりまして、平成26年3月25日には基本協定第3条の規定に基づき亶理上浜街道地区40戸の建設について事業要請を行っております。

その後、設計協議を経まして、平成26年7月18日に亶理町木造災害公営住宅建設推進協議会から建築確認申請、設計住宅性能評価の提出を行い、平成26年8月7日に40戸分の建築確認済証の交付を受けたことから、宅地建物取引業法第36条によりまして売買契約が可能となったことから、東日本大震災における災害公営住宅の整備にかかわる基本協定第5条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりまして、今回、一般社団法人亶理町木造災害公営住宅建設推進協議会と随意契約するものでございます。

仮契約年月日につきましては、平成26年8月12日。

購入品目及び数量については、木造戸建ての災害公営住宅で平屋建て、これについては2DKが20戸、それから2LDKが7戸で、合計27戸です。それから2階建てにつきましては、3DKが7戸、3LDKが6戸で、合計13戸。総計で40戸になります。

仕様内容については、次の6ページに記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

それから、7ページ目は位置図、あと8ページが配置図、9ページが平屋建ての平面図、10ページが2階建ての平面図となります。

受渡期限につきましては、平成26年12月22日。

受渡場所については、互理町字上浜街道16番地6外39カ所ということで、上浜街道の災害公営住宅の建設予定地となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、戸建住宅のタイプ別に今までの仮決定数と残りの残数ですね。タイプ別にわかれば述べてください。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それではお答えいたします。

上浜街道の木造災害公営住宅の申し込み仮決定数でございますが、整備戸数と同数でございます。平屋建て2DK20戸に対して20世帯。2LDK7戸に対して7世帯。2階建て3DK7戸に対して7世帯。3LDK6戸に対して6世帯。全部で40戸に対して40世帯が、同数で申し込んでいるという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 駐車場についてですけれども、町の方針としては基本的には、1世帯について1台の整備をするというふうになっておりますけれども、戸建の場合スペースに余裕があれば1台じゃなくて2台の駐車ができるかどうか、まず1点目。

2点目は、入居までの具体的なスケジュールはどうなっているか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 駐車場の件でございますが、これまでもご説明してまいりましたとおり、戸建住宅につきましても、1戸当たり駐車場の整備台数としましては1台ということで整備を進めてございます。ただ、戸建住宅の敷地面積に対する建物の配置の状況、それから駐車場乗り入れ口の方角と造成の建設場所ごとにそれぞれ変わってくるわけではございますが、今回戸建住宅で整備いたし



まず駐車場につきましては、建物、敷地と接する道路面から傾斜をつけまして、いわゆる建設の宅盤が前面道路よりも30センチないしは50センチ程度高くなっているということがございますので、道路から傾斜をつけまして駐車場、アスファルト舗装等を行いまして駐車場を整備する予定にしております。そうしますと建物の前庭等に入れる場合につきましては、そちらにスペースがございますので、当然とめる車の大きさにもよりますが2台の駐車可能なスペースを確保できる住宅が出てくると考えてございますので、入居される方々につきましては、基本は1台しか整備はしておりませんが、2台目も置ける場合には、工夫して置いていただくことは構わないということで説明会を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、入居までのスケジュールでございますが、今回上浜街道地区の40戸につきましては、工期が12月20日までということでございます。おおむね建物が完了した後、入居の手続のための説明会、それから内部的な書類の審査等に約1カ月ほどかかる見込みとなっておりますので、今回の上浜街道地区の災害公営住宅戸建の入居時期としましては、来年の2月上旬ぐらいには入居できるのではないかとこの形で進めてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後、入居の時期なんですけれども、この方は中央工業団地の仮設住宅にお一人で暮らしている女性で60歳前半なんですけれども、旦那さんが震災時及び震災後、消防団幹部として被災者の皆さんの救援救助・捜索活動をやって、そういうこともあったと思うんですけれども、いきなり亡くなったと。その人の話ではできれば、新年を災害公営住宅で迎えたいと。なるほどなというふうには、これは被災者の方だけがわかることであって、なるほどなと思ったので、なるべくそういうものに答える必要があると思いますけれども、答弁できればお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） これまで、町民の方、被災者の方、それから災害公営住宅戸建の入居の予定、スケジュールといたしまして、町からは平成27年、来年の春ごろという説明をこれまでさせていただいていたところでございます。おっしゃるとおり皆様の感情といたしまして、お正月を新居でお迎えしていただきました

いというのは町の我々としても同じ思いでございます。それで、木造災害公営住宅推進協議会さんとの事前の打ち合わせ等におきまして、工事がいわゆる一番最初の大谷地等の工事が始まる前の協議段階では、できれば年内中につくってお正月を迎えていただきたいですよという話で、できるだけ急いで建設を進めていただきたいということでご相談をしまいたところでございます。

しかしながら、資材等の高騰、それから特に一番影響が大きかったのは、いわゆる建設に携わる大工さん等の確保がなかなか厳しいという状況でございます。今回上浜街道地区でございますが、木造の戸建住宅40戸でございます。工期としましては、実質9月からの4カ月間での40戸の建設ということで、大工さん等の職人さん、できれば40人ぐらい確保したいところということでございましたが、実質は30人ぐらいしか確保できなかったという状況がございます。そういった形で工期も12月までかかってしまうという状況になったわけでございます。引き続き協議会さんともご相談をしながら、一日でも早く完成できるように努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 1点だけ質問しますが、40戸の戸建住宅の地盤の強度について問題はなかったのか、その辺まず伺いたいと思っております。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回、町で整備いたします上浜街道地区、こちらの地盤でございますが、建物のほうで今回戸建住宅を建てる際に設計業者のほうで調査をいたしまして地盤の確認をしております。他の地区、いわゆるこれまで建設いたしました大谷地、南河原、それから荒浜中野、それからこの後発注をいたします江下、こちらの団地につきましては、いわゆる防災集団移転事業で移転される方が個人で住宅を建てられる団地ということで、造成の際に町で地盤改良工事を行っております。地盤改良工事を行った後、ボーリング調査、地質調査を行いまして、国交省の定める建築基準法上の基準は確保しているというところまで確認をし、引き渡しをさせていただいております。

一方、今回の上浜街道地区の団地につきましては、全てが町で建設をいたす災害公営住宅の敷地ということになってございます。西側に今建設しております集合住宅と、それから東側に今回の戸建住宅ということでございます。建物を建てる

建主がいわゆる亙理町なものですから、この上浜街道地区の造成に当たっては地盤改良工事は特に実施しておりません。その結果、地質調査を行いまして建物の建設の際に、基礎を、適正な強度を確保できる基礎工事を実施した上で建物を建設するという方向で進める予定としてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 町施工ですから、もし基礎工事をやっていた段階でそういう軟弱な地盤が出てきた場合には補強しますと。これは町の経費でやるわけですね。

それからもう一つ、建築基準法で定められております地盤の強度を示すN値はどのぐらいになっていますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 上浜街道地区はおっしゃるとおり町で施工することによってございまして、設計業者いわゆる今回の戸建住宅推進協議会さんに設計をお願いしておりますので、強度を確保できる基礎で建設をしていただくということになってございます。

それから、ご質問のN値でございますが、いわゆる一般的な布基礎の場合ですと30キロニュートン、それからべた基礎の場合ですと20キロニュートンの強度が確保できれば建設はできますということが言われてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） そうしますと、上浜街道の地盤については30キロニュートンということによって全てクリアしているという理解でいいわけですね。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 上浜街道地区の地盤につきましては、建設推進協議会さんで地盤調査の確認をしていただきまして、地盤全体に軟弱な地盤層が確認されるということで、20キロニュートンを下回る強度という調査結果が出てまいりましたので、今回の上浜街道地区の災害公営住宅につきましては、地盤にくいを打ちまして、くい基礎を打った上での施工という形で進める設計になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今の件について、また私からも質問したいと思います。

何といっても基礎が一番だと思います。今、20キロニュートン以下のところはくいを打つと、こういうことを言われていました。40戸の戸建のところを調べて大体弱いところで何キロニュートン、それから強いところで何キロニュートンぐらいあったのかを教えてくださいませんか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） それぞれ個別のデータにつきましては、現在持ち合わせておりませんので、後ほど議員にご提出させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） それで、地盤調査は亙理町の木造災害公営住宅建設推進協議会、こちらでやるということをおっしゃっていましたが、これはやはり1戸について4カ所以上やるということによろしいわけですね。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） くいを打つ箇所という意味でしょうか。（「検査する場所です」の声あり）全体的に既に造成工事が始まる前、町で地盤の調査確認をさせていただきます。それから、造成工事が終わった後に地盤の確認、周辺の状況、こういったものをご確認ください。それぞれ1戸当たり何カ所ボーリング調査をするかというのは、申しわけございませんちょっと今記憶にございません。ですが、適正な調査結果に基づきまして、基礎構造の設計をいわゆる一級建築士の設計士のほうで構造を確認しているという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） これは、本当にしっかりしていただかないと、せっかく40戸の方々が入居されて何年かしたら傾いたと、そういうことがないようにしっかりとこれはやっていただきたいと思います。それで、先ほどボーリング調査と言いましたが、これはスウェーデンサウンディング方式でいくということによろしいんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） スウェーデンサウンディング方式で、各防集団地全て調査を実施させていただきます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。7番百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 先ほど課長の説明ですと、建物の完了した後に審査に1カ月かかるとおっしゃっていましたが、その審査の具体的な内容はどのようなものかお示しいただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） いわゆる審査等ということで、審査のみに1カ月かかるわけではございませんが、入居の際の入居者からの申込書、書類関係、それから入居の条件等がきちんとクリアされているかどうか、そういった手続。それから鍵の引き渡し等もございまして、事前の工事が完成した後、当然ガスとか電気とかそういった検査、そういったものも含めて約1カ月かかるという意味合いでございまして、ご理解いただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） 40戸全員の方が、自分のおうちができるのを心待ちにしていると思うんです。それで、12月の末にもうでき上がるんですから、なるべく早くに2月まで待つことなくお引越しができるように、まちづくり課長、どうにかならぬものでしょうかね。やっぱり1カ月かかるんでしょうか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 入居の手続等につきましては都市建設課で対応することになりますが、復興まちづくり課としましては一日でも早く完成を、それから都市建設課と協議をいたしまして、一日でも早く入居をしていただけるように最大限努力してまいりたいと思います。

議 長（安細隆之君） 百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） よろしく願いいたします。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（安細隆之君） 日程第6、報告第22号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、報告第22号について説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成26年8月8日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書については、次の12ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。平成25年度地域資源活用総合交流施設（復交）新築工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の13ページが資料となります。

工事名については、平成25年度地域資源活用総合交流施設（復交）新築工事。いわゆる水産センターの新築工事でございます。

第2回変更契約年月日が、平成26年8月8日。

変更請負金額が、3億9,240万7,200円、21万1,680円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事の概要及び変更理由につきましては、今回設計内容について精査したところ、保健所の指導によりまして手洗い器の追加、それから直販所の備品レイアウトの変更によりまして、排水管等を変更により新たに追加するものでござい

す。建築内・外装工事におきましては、ライニング壁を2.8平方メートルから3.9平方メートルに変更するものと、化粧ケイ酸カルシウム板の変更により新たに1.1平方メートル追加するもの。建築ユニット工事におきましては、ライニング甲板を1カ所新たに追加するもの。それから、機械設備工事におきましては、手洗い器の変更により1カ所追加し、あわせまして給水管を36メートルから38メートルと排水管を62メートルから89メートルにそれぞれ変更するものでございます。

工期につきましては、終期を当初平成26年8月29日としておりましたが、今回変更によりまして、平成26年9月10日に変更するものでございます。

次の14ページが位置図、15ページが水産センターの各階の平面図、16ページが衛生設備の平面図、17ページが衛生設備平面詳細図でありまして、それぞれ赤書きの部分は今回の変更箇所となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年8月第32回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 佐藤正司

署名議員 百井いと子